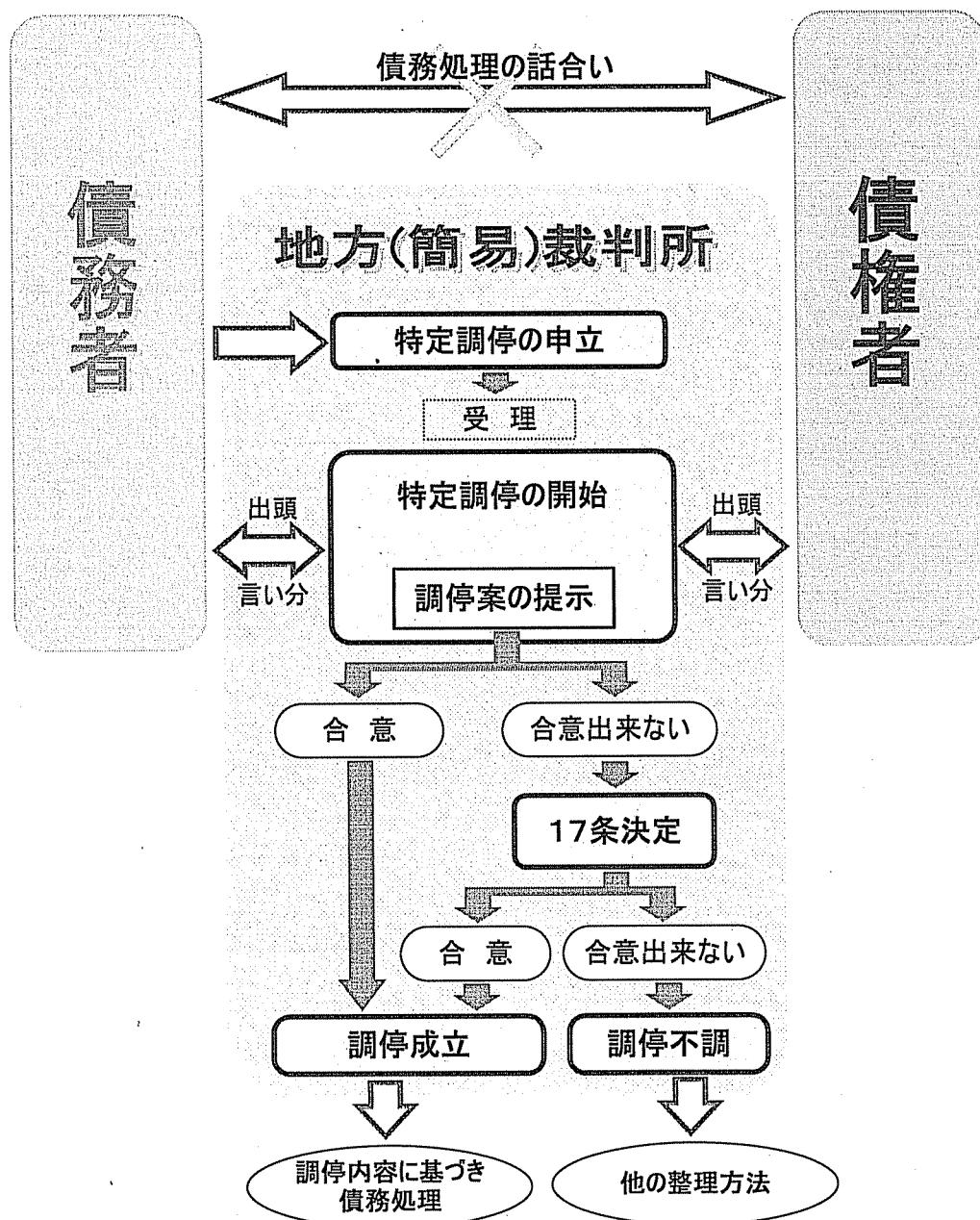


## 特定調停手続きの流れ

債務超過となるおそれのある法人等が経済的再生を図るため、裁判所に申立て、裁判所の仲介で金融機関などと話し合い、債務を整理する手続き。



※ 「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」第17条による決定

裁判所は、調停委員会の調停が成立見込みがない場合においても、相当であると認められた時は、職権で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。(特定調停に代わる決定)